

改正労働安全衛生法

平成18年4月1日、施行。

職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進するため、労働安全衛生法が改正されました。

このパンフレットは、過重労働・メンタルヘルス対策としての医師による面接指導制度の導入、事業者による自主的な安全衛生活動の促進のための危険性・有害性の調査の努力義務化など、多岐にわたる改正法のポイントをまとめたものです。

業種、業務により適用される規定が異なりますので、それぞれの事業場に関わる改正事項をご理解いただき、内容を遵守いただくよう、お願いいたします。

あわせて、職場の安全衛生管理体制を見直し、安全で健康な職場環境の確立をめざしましょう。

改正労働安全衛生法 11のポイント

- 1 長時間労働者への医師による面接指導の実施
- 2 特殊健康診断結果の労働者への通知
- 3 危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施
- 4 認定事業者に対する計画届の免除
- 5 安全管理者の資格要件の見直し
- 6 安全衛生管理体制の強化
- 7 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施
- 8 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付
- 9 化学物質等の表示・文書交付制度の改善
- 10 有害物ばく露作業報告の創設
- 11 免許・技能講習制度の見直し

改正のポイント 各項目の冒頭に、対象となる業種、業務を示しています。

1 長時間労働者への医師による面接指導の実施

(法第66条の8, 第66条の9, 第104条)

- 対象 **全ての事業場** (常時50人未満の労働者を使用する事業場は平成20年4月から適用)
- 事業者は、労働者の**週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて**、医師による面接指導を行わなければなりません。
(ただし、1か月以内に面接指導を受けた労働者等で、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除きます。)
 - 上記の時間に該当するか否かの算定は、毎月1回以上、基準日を定めて行ってください。
 - 医師は、労働者の勤務の状況、疲労の蓄積の状況その他心身の状況(メンタルヘルス面も含みます。)について確認し、労働者本人に必要な指導を行います。
 - 事業者は、面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければなりません。
 - 事業者は、医師の意見を勘案して、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じるほか、医師の意見の衛生委員会等への報告その他の適切な措置を講じなければなりません。
- 事業者は、**次の①または②に該当する労働者にも、面接指導を実施する、又は面接指導に準ずる措置を講じるよう努めなければなりません。**
 - ① 長時間の労働(週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合)により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者(申出を受けて実施)
 - ② 事業場で定める基準に該当する労働者

～事業場で定める基準の例～

 - ・週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超えた労働者及び2～6か月間の平均で1月当たり80時間を超えた労働者全てに面接指導を実施する
 - ・週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた全ての労働者に、面接指導を実施する
 - ・週40時間を超える労働が1月当たり45時間を超えた労働者で産業医が必要であると認めた者には、面接指導を実施する
 - ・週40時間を超える労働が1月当たり45時間を超えた労働者に係る作業環境、労働時間等の情報を産業医に提出し、事業者が産業医から助言指導を受ける

■面接指導の事務に従事した者には、その実施に関して守秘義務が課せられます。

※労働者本人による自己診断のための「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」を厚生労働省ホームページで公開していますので、ご活用ください。

2 特殊健康診断結果の労働者への通知

(法第66条の6)

- 対象 **特殊健康診断の実施義務がある全ての事業場**
- 一般健康診断に加え、特殊健康診断の結果についても、労働者本人への結果の通知が義務となりました。

5 安全管理者の資格要件の見直し

※平成18年10月1日施行（安衛則第5条）

- 対象 安全管理者を選任しなければならない事業場
- 平成18年10月1日から、安全管理者は、厚生労働大臣が定める研修（危険性・有害性等の調査に関する事項を含み計9時間）を受けた者の中から選任しなければなりません。
- 平成18年10月1日において安全管理者として選任された経験が2年未満の方も、同日以降に安全管理者として選任されるためには、上記の研修を受ける必要があります。
- 実務経験年数の要件は、これにより短縮されます。

6 安全衛生管理体制の強化

（安衛則第21条～第23条等）

- 対象 総括安全衛生管理者、安全委員会、衛生委員会等の選任又は設置義務がある事業場
- 次の事項が、それぞれ追加になります。

追 加 と な る 事 項	総括安全衛生管理者 が統括管理する業務	安全委員会の 調査審議事項	衛生委員会の 調査審議事項
安全衛生に関する方針の表明に関する事	○	—	—
危険性・有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事	○	○ (安全部分)	○ (衛生部分)
安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事	○	○ (安全部分)	○ (衛生部分)
長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事	—	—	○
労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事	—	—	○

※安全衛生委員会は、安全委員会と衛生委員会を併せたものとなります。

- 事業者は、安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会の開催の都度、遅滞なく、その議事の概要を労働者に周知しなければなりません。